

# 1 令和4年度の危機管理体制について

## (1) 方針

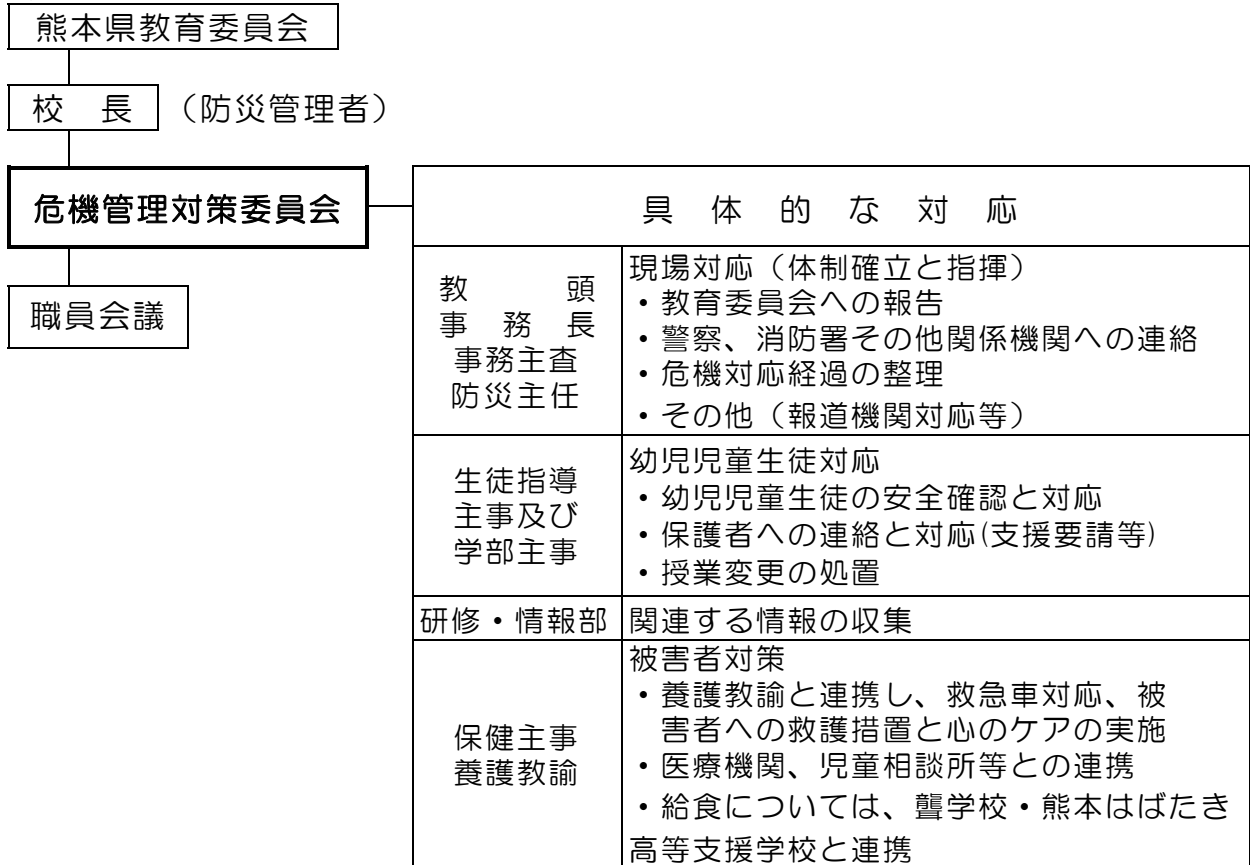
本校の防災対策を含めた危機管理については、「危機管理対策委員会」を設置し、具体的対応策について協議し、組織的に防災対策・危機管理を行う。

## (2) 参加者

校長、教頭、事務長、学部主事、教務主任、事務主査、防災主任、生徒指導主事、保健主事、研修・情報部長、寮務主任、寄宿舎主任、体育主任、養護教諭

※ 参加者については、状況に応じて随時調整する。

## (3) 組織図



## (4) 危機管理マニュアルの作成

場面に応じた適切な対応ができるよう、基本的な対応の方法について、「危機管理マニュアル」を作成し、活用する。

### ◇ 危機管理マニュアルの構成

- 1 本校の危機管理体制について
- 2 平常時の危機管理について
- 3 災害・事故発生時の対応策
  - (1) 火災時の対応
  - (2) 地震時の対応
  - (3) 不審者侵入対応
  - (4) けが・発作時の救急対応
  - (5) 重篤な状態の場合の通報・救急対応
  - (6) 食中毒発生及び異物混入への対応
  - (7) 感染症への対策
  - (8) 大雨洪水時の対応
  - (9) 心のケア
  - (10) 校外活動における安全対策
  - (11) 交通事故時の緊急対応 (登下校時)
  - (12) 行方不明者緊急捜索
  - その他 (アレルギー・嘔吐)
- 4 緊急連絡先一覧
- 5 校舎・寄宿舎平面図、学校配置図